

## 京都府地球温暖化対策条例（仮称）に規定する内容と主な対象者（素案）

17.5.30

分野	主 な 内 容	対象者			備 考
		事 業 者	府 民	観 光 客	
事業	温室効果ガス排出状況把握、対策の推進	○			
	環境マネジメントシステムの導入	○			
	環境報告書の作成等	○			
	温暖化対策計画書等の作成等	◎			特定事業者（原油換算〇〇kl/年以上使用）
建築物	新增築・修繕の際の建築物に係る削減措置	○	○		新增築・修繕主
	省エネ建築物の提供	○			
	宅建業者の建築物環境情報説明	○			全宅建業者
	温暖化対策計画書の作成等	◎			特定建築主（延床面積〇〇㎡以上の新增築）
	建築物の緑化	○	○		
	建築物の屋上緑化等	◎	⑩		新築主（建築面積〇〇㎡以上の新築）
自動車	自動車の使用抑制、適正使用	○	○	○	自動車使用者
	アイドリング・ストップ	◎	◎	◎	運転者
	アイドリング・ストップの遵守指導	◎			
	駐車場でのアイドリング・ストップ周知	◎	◎		駐車場設置者・管理者（〇〇台以上駐車）
	低公害車の購入・使用	○	○		自動車使用者
		◎			特定自動車事業者（〇〇台以上保有）
	低公害車の販売実績報告	△			（知事が求める場合に限る。）
	物流の効率化	○			
	自動車販売者の自動車環境情報説明	◎			全自動車販売者
	自動車販売者のエコマイスターの設置	◎			規則で定める自動車販売者
自動車に係る温暖化対策計画書の作成等	◎			特定自動車事業者（〇〇台以上保有）	
エコドライブ推進員の選任	◎			特定自動車事業者（〇〇台以上保有）	
電気機器・家庭	電気機器の適切な使用（省エネ等）	○	○		
	エコ電気機器の優先的・適切な使用	○	○		
	エコ電気機器及びサービスの提供	○			
	省エネルギー表示、エネルギー消費効率説明	◎			特定電気機器等販売者（規則で定める機器の販売者）
	省エネルギーの選任	◎			特定電気機器等販売者（規則で定める機器の販売者）
家庭	エネルギー消費量、温室効果ガス排出量の把握		○		インターネット環境家計簿の活用等
	エネルギー、資源の適正使用		○		省エネ、節水等
	生活用品の購入・使用・廃棄時の環境配慮		○		70%製品不買・使用抑制、リサイクル品活用、分別回収等
物品	環境物品等の購入	○	○		
	廃棄物の減量	○	○	○	
自然エネ	優先的利用	○	○		
	発電、買電	○			電気事業者
教育	従業員への環境教育	○			
	学生への環境生活指導	○			大学、短期大学、専修学校
	京都地球環境の日の制定				
その他	センター、推進員、環境団体等の相互連携				
	森林の保全・整備・活用等				
	国際環境協力の推進				
	環境産業の育成、環境技術の開発促進				

※ ◎義務、○努力義務 △その他

